

ユニット型指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム たぶのき

重要事項説明書

社会福祉法人
福井ゆうあい会

当施設は介護保険の適用を受けています。

福井県指定 平成25年4月1日

当施設は入居者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約としてご注意いただきたい事を次の通り説明します。

*当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

《目次》

- 1, 施設経営法人
- 2, ご利用施設
- 3, 施設の概要
- 4, 職員の配置状況
- 5, 指定介護福祉施設サービスの取り扱い方針
- 6, 当施設が提供するサービス
 - (1) 介護保険の給付の対象となるサービス
 - (2) 介護保険の給付の対象とならないサービス利用料金の支払い方法
入居中の医療の提供について
サービス利用料金
- 7, 契約の終了について
- 8, 入院時の対応について
- 9, 苦情の受付について
- 10, 事故発生時の対応について
- 11, 施設利用の留意事項

【添付書類】 特別養護老人ホームたぶのき 苦情受付体制

1, 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 福井ゆうあい会
所在地	〒910-0011 福井市経田1丁目313
電話番号	0776-28-3362
代表者氏名	理事長 大瀧 毅郎
設立年月日	平成17年5月12日
他の主な事業	デイサービスセンター経田はうす
	やはす苑 介護老人福祉施設
	やはす苑 短期入所生活介護
	やはす苑 デイサービスセンター
	特別養護老人ホーム たぶのき 介護老人福祉施設
	グループホーム たぶのき 認知症対応型共同生活介護

2, ご利用施設

施設名	特別養護老人ホーム たぶのき
介護保険の指定居宅サービスの種類	指定介護老人福祉施設サービス (1870102884)
施設長名 (管理者)	小林 佳子
開設年月日	平成25年4月1日
所在地	〒910-0001 福井市大願寺3丁目3-6 TEL 0776-27-4140 FAX 0776-27-3036
利用定員	30名
運営方針	<p>入居者一人一人意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。</p> <p>地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。</p>

3, 施設の概要

(1) 敷地及び面積

敷地概要	1 2 1 3 . 7 3 m ² (事業主体所有)
建物概要	鉄骨造り 3階建 延べ面積 1 7 7 5 . 0 1 m ²

(2) 居室等の概要

居室 (全室個室) 13 m ² ~14 m ²	3 0	コール、テレビアンテナあり
食堂兼リビング	3	テレビ、冷蔵庫、電子レンジ、キッチン他
トイレ	1 2	全室コール付き
浴室	3	個浴×2 機械浴×1
医務室	1	
相談室	1	各種相談にご利用いただけます。
地域交流スペース	1	生花、書道などレクリエーション

* 上記は厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務付けられているものと施設独自のものです。

ユニット数と定員は以下の通りです。

	ユニット名	定員
1階	ユニット1	10名
2階	ユニット2	10名
2階	ユニット3	10名

4. 職員の配置状況

当施設では、入居者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置します。

(1) 主な職員の配置状況（職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

令和4年4月現在

従業員の種類	員数	区分			指定基準	備考
		常勤		非常勤		
		専従	兼務			
施設長	1	1			1	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員
生活相談員	1	1			1	介護福祉士、介護支援専門員
介護職員	13名以上	13名以上			10	介護福祉士、介護初任者研修
看護職員	2	1		1	2	機能訓練指導員兼務
医師				1	1	嘱託医
機能訓練指導員	1		1		1	看護職員が兼務
介護支援専門員	1		1		1	相談員が兼務
管理栄養士	1名以上	1名以上			1	

(2) 主な職種の勤務体制

従業員の種類	指定基準	備考
施設長	8:30~17:30	
生活相談員	8:30~17:30	
介護職員	7:00~16:00	早出
	10:00~19:00	日勤
	13:30~22:30	遅番
	22:15~7:15	夜勤
看護職員	8:30~17:30	
医師	8:30~12:30	木曜日/月2回 状況によって曜日に変更あり

5, 指定介護老人福祉施設サービスの取扱方針

当施設では、下記の通り指定介護老人福祉サービスを提供します。

1	入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことが出来るよう、施設サービス計画に基づき入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。
2	施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営む事が出来るよう配慮して行います。
3	入居者のプライバシーの確保に配慮して行います。
4	入居者の自立した生活を支援する事を基本として、入居者の要介護状態の軽減、又は悪化の防止に資するよう、入居者の心身の状況を常に把握しながら適切に行います。
5	施設の従業者は、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明を行います。
6	施設サービスの提供にあたっては、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束及びその他入居者の行動を制限する行為を行いません。
7	<p>前項の身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記入します。</p> <p>ア 3つの要件すべてを満たす事 「切迫性」「非代替性」「一時性」</p> <p>イ 身体拘束廃止委員会（施設長、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員）を設置し、カンファレンスを行い判断する。</p> <p>ウ 入居者及びその家族に関して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を説明し理解を得る。身体拘束を行う時点でも個別に説明する。</p> <p>エ 身体拘束を開始した後でも、観察、再検討し要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。</p>

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では入居者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金全額をご契約者に負担していただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスを提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載の負担割合を乗じた額とする。

① ユニット型介護老人福祉施設サービス

種類	内容
排泄	入居者の状況に応じた適切な排泄介助、排泄の自立に向けた援助を行います。 おむつを使用する入居者の方には、適切に交換します。 プライバシー、羞恥心に配慮した排泄の援助を行います。
入浴	入居者の方の希望に応じて入浴を行います。 10:00～17:00 夜間の入浴も行います。 18:30～20:30 寝たきり等で座位の取れない方も、機械浴で入浴できます。 入浴できなかった方には、清拭及び着替えを行います。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。
着替え等	寝たきり防止の為、出来る限り離床を行い、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。 シーツ交換は週1回実施します。
機能訓練	機能訓練指導員により入居者の心身の状況に応じて、日常世活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止する訓練を実施します。 生活リハビリ、レクリエーション、買い物や食事の外出など
相談援助	相談員による相談及び援助
送迎	外出、通院、入退去の送迎を行います。
その他自立支援	施設行事計画に沿った行事を企画します。 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を援助します。

(2) 介護保険の給付とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。その他、別紙料金表をご確認下さい。

種類	内容	料金
居住費	個人スペース（居室・食堂リビング・浴室・トイレ等）にかかる建設費、光熱水費、備品等	2,400円（日額）
食費	食材料費、調理にかかる人件費等の調理コスト 栄養士が献立をたて、栄養ならびに入居者の身体の状況、嗜好を考慮した食事を提供します。	1,800円（日額）
特別な食事	入居者の希望に基づいて特別な食事を提供します。	実費
理髪サービス	理髪店の出張による理髪サービスをご利用できます。	1,000円（1回）
教養娯楽費	入居者の希望によりレクリエーションに参加できます。	実費
予防接種	インフルエンザ予防接種等	実費
日常生活上必要となる費用	日常生活品の購入代金等、入居者の生活に要する費用で ご契約者に負担いただく事が適当であるもの。 おむつ代は介護保険給付対象の為、負担はありません。	実費
施設退去時必要となる費用	居室クリーニング代(カーテン・床・洗面台・エアコン) ※カーテン以外は3ヶ月以上在籍した方対象 ※その他、入居後に居室壁やドア・コンセントなど大きな 損傷があった場合は、在籍期間関係なく修繕をお願いします。	実費

※居住費・食費の限度額認定を受けられた方については、施設は市町村が発行した「介護保険負担限度額認定証」に基づき請求致します。

※居住費・食費等は、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、金額を変更する事があります。その場合、変更内容と変更する事由について、変更を行う1ヵ月前に必ず説明致します。

利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金、費用は、利用ごとに計算し、利用終了日に請求いたしますので、下記の方法にてお支払下さい。

自動振替（金融機関口座から自動引落） 金融機関指定あり

入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により下記協力医療機関において診察や治療を受けることが出来ます。但し、下記医療機関での優先的な診察、治療を保証するものではなく、また下記医療機関での診察、治療を義務付けるものではありません。

(協力医療機関)

協力医療機関及び嘱託医の概要	(嘱託医) 大滝クリニック 瀬戸 瞬 診察科：内科 住 所：福井市大願寺3-9-3
	(協力医療機関) 大滝クリニック 診察科：外科・内科・胃腸科・循環器科・心臓血管外科 整形外科・肛門科 住 所：福井市大願寺3-9-3
	三好歯科 住 所：福井市二の宮4-23-5

※医療費は自己負担となります。

【サービス利用料金 1日あたり】(入居契約書(7) および第7条参照)

下記の料金表のよって、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と食事に掛かる標準負担額の合計をお支払いください。

サービスの利用料金は、入居者の要介護度および所得条件に応じて異なります。

(介護保険負担割合が2割の方は、料金表の居住費、食費以外の金額が2倍になります)

【利用料金表】

別紙参照

*低所得世帯への利用料減額制度

低所得者に対しては利用料の内、食費・居住費について負担限度額が設けられており、限度額を超えた部分は補足給付として給付されます。施設は市町村が発行した「介護保険負担限度額認定証」を確認した上で利用料の請求を行います。

介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご益約の負担額を変更します。

7. 契約の終了について

- ① 要介護認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援、要介護 1～2 と判定された場合
- ② ご契約者から申し出を行う場合
- ③ 事業者から退所の申し出を行う場合
- ④ 入居者が死亡した場合

ご契約者から退去の申し出を行う場合	事業者から退去の申し出を行う場合
<p>入居者は1ヵ月前に解約の申し入れを行う事によりいつでも契約を解除する事ができます。解約の申し入れは事業者の定める退去届を事業者に届け出るものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入居者が入院された場合（後述参照） ② 施設もしくはサービス従業者が正当な理由なく施設サービスを提供しない場合 ③ 事業者が守秘義務に違反した場合 ④ 事業者が、故意又は過失により入居者の身体、財物信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他契約を継続しがたい事情が認められる場合 ⑤ 他の入居者が、入居者の身体、財物、信用等を傷付けた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合 	<p>以下の事項に該当する場合、退去していただくことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した時 ② サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合 ③ 入居者の行動が、他の入居者の生命に危険を及ぼす恐れがあり、通常の介護方法ではこれを防止する事が出来ない場合 ④ 入居者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所入院又は入院すると見込まれる場合 ⑤ 入居者が他の介護保険施設に入所した場合 <p>*契約解除の場合、1ヵ月の予告期間を設けます *必ず弁明の期間を設けます *予告期間中に移転先の有無について確認し、移転先が無い場合は関係者、関係機関と協議し、移転先の確保に協力します *前項に加えて、医師の意見を仰ぎます</p>
<p>《退去時の居室の原状回復について》 入居者が居室を明け渡す際に、通常使用する上での摩耗を除き、原状回復の費用を負担していただく事があります。負担の方法は入居者及び身元引受人、家族等と協議して決める事とします。</p> <p>《契約終了後の実費精算について》 お支払いただいた利用料金に過払いがある場合は、契約終了の翌日から起算して30日以内に、日割りで支払いいたします。</p>	

8, 入院時の対応について

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。

①検査入院、短期入院（外泊含む）の場合
1ヵ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入居する事ができます。但し、入院中であっても6日間までは、所定の料金を請求いたします
②上記期間を超える入院の場合
上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には退院後再び当施設に入居する事ができます。
③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居する事はできません。

《入院（外泊）期間中の利用料金》

上記①の場合の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部と、居室の居住費を負担していただきます。

9, 苦情の受付について

当施設は、サービス内容に関する入居者からの苦情を適切に対応するため、苦情処理窓口を設置し、事実関係の調査及び説明、改善事項、その他必要な措置を講じます
(苦情申出窓口、解決方法については、付属文書を参照下さい)

10, 事故発生時の対応

- (1) 当施設は、入居者に対しサービス提供により事故が発生した場合には速やかに県、市町村、入居者の家族に対し連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 当施設は、入居者に対しサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

1 1, 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設の入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため下記事項をお守りください。

来訪・面会	面会時間は特に取り決めはございませんが、8:00~20:00の時間以外の場合は、予めご連絡をお願いします。 来訪者が宿泊される場合には、事前に届け出て下さい。 (来訪者の食事は3日前に連絡いただければ、実費でご用意できます)
外出・外泊	外出・外泊は自由ですが、次の事をお願いします。 「外出・外泊」の届を提出し、外出先及び帰宅時間を職員に申し出て下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用方法により破損等が生じた場合は、賠償していただく事があります。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室に立ち入らないようにして下さい。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する、宗教活動・政治活動はご遠慮下さい。
所持品、現金の管理	ご自身で管理する時は、貴重品は施錠した場所に保管して下さい。 施設側で所持品、現金を預かり管理する事も可能です。
防災	居室内での石油ストーブ、ロウソク、線香等の使用は禁止とさせていただきます。 喫煙は、所定の場所にてお願いします。

附 則

この重要事項説明書は、平成25年4月1日から施行する

平成26年4月1日

平成27年4月1日改訂

平成27年6月1日改訂

平成29年4月1日改訂

平成30年4月1日改訂

平成30年8月1日改訂

令和 2年7月1日改訂

令和 3年4月1日改訂

令和 4年4月1日改訂

令和 5年10月1日改訂

令和 6年4月1日改訂

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 特別養護老人ホーム たぶのき
説明者
氏 名 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

入居者
住 所
氏 名

契約者・身元引受人
住 所
氏 名 ⑩

特別養護老人ホーム たぶのき 苦情受付体制

1 入居者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

●常設の窓口 福井市大願寺3丁目3-6
 特別養護老人ホーム たぶのき Tel 0776-27-4140
 Fax 0776-27-3036
 苦情解決責任者 小林 佳子（管理者）
 苦情受付担当者 笈田 美香
 対応時間 8:30～17:30

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1) 相談または苦情に対しては、入居者及びその家族等のプライバシーの保護に十分に配慮する
- (2) 苦情に関する相談があった場合、担当者は迅速に問題の所在、起因する事項等の事実関係の把握を行い、対応の具体的方針を相談者に説明する。
- (3) 苦情相談の内容及びその対応
 - ① 原因が施設サービス計画の内容にある場合、早急にサービスの提供状況等を把握し、本人又は家族の同席を経て施設サービス計画の変更・改善を図る。
 - ② 原因がサービス提供時における傷害事故又は所有物損壊等にある場合は、誠意をもって陳謝し必要な賠償の手続きを行うとともに、事後において再発防止の方策を検討する。
 - ③ 原因がサービス提供上の不適切な対応姿勢にある場合、不愉快な思いを与えた事に対して誠意をもって丁寧に陳謝し、入居者の納得を得るように努力する。
- (4) (3)の対応等により状況の改善が図れない場合の対応
 相談又は苦情について入居者の納得が得られない場合は、市町村への報告・協議を行い、他の介護人福祉施設等を紹介するとともに、入居者の同意を求めサービスが継続的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

3 その他の事項について

- (1) 再発防止策の検討
 - ① 相談又は苦情に関する記録は随時、苦情相談台帳に登載し保管する。
 - ② 記録を台帳に登載すると同時に、再発防止策を策定し、再発防止に努める。
- (2) 苦情に関する市町村、国民健康保険団体連合会への協力等
 - ① 施設サービスの提供に関する苦情について、市町村から文書等の提出等の求めや、質問、紹介に応じる等の必要な調査についての協力を行うとともに、指導または助言等をうけた場合は誠意をもって速やかに必要な対応を行う。
 - ② 施設サービスの提供に関する苦情について、国民健康保険団体連合会からの調査について必要な協力を行うとともに、指導又は助言等をうけた場合は、誠意をもって速やかに必要な対応を行う。

行政機関 その他苦情受付機関

【市町村の窓口】 (入居者の居宅がある市町村の 介護保険担当部署の名称)	<福井市> 福井県福井市大手 3-10-1 福井市福祉保健部 介護保険課 TEL 0776-20-5715 FAX0776-20-5766
【公的団体の窓口】 福井県国民健康保険団体連合会	福井県福井市西開発 4-202-1 TEL 0776-57-1614 FAX 0776-57-1615